

議案第 53 号

東浦町税条例の一部改正について

東浦町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 12 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町税条例の一部を改正する条例

東浦町税条例（昭和 29 年東浦町条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p><u>（徴収猶予に係る徴収金の分割納付又は分割納入の方法）</u></p> <p><u>第10条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、同条第1項若しくは第2項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）をする期間内又は同条第4項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項から第4項までにおいて「徴収の猶予期間の延長」という。）をする期間内の各月（町長がやむを得ない事情があると認めるときは、当該期間内の町長が指定する月。以下この節において同じ。）ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。</u></p> <p><u>2 町長は、法第15条第3項又は第5項の規定により、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長に係る町の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。</u></p> <p><u>3 町長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限</u></p>	<p><u>第 10 条から第 19 条まで 削除</u></p>

又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 町長は、第2項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 町長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき町の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細

(2) 納付し、又は納入すべき町の徴収

金の年度、種類、納期限及び金額

(3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額

(4) 当該猶予を受けようとする期間

(5) 分割納付又は分割納入の方法を行うかどうか（分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。）

(6) 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超え、かつ、猶予期間が 3 月を超える場合には、提供しようとする法第 16 条第 1 項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

2 法第 15 条の 2 第 1 項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 法第 15 条第 1 項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類

(2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

(3) 猶予を受けようとする日前 1 年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

(4) 猶予を受けようとする金額が 100 万円を超え、かつ、猶予期間が 3 月を超える場合には、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）第 6 条の 10 の規定により

提出すべき書類その他担保の提供に
関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例
で定める事項は、次に掲げる事項とす
る。

(1) 町の徴収金を一時に納付し、又は
納入することができない事情の詳細

(2) 第1項第2号から第6号までに掲
げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規
定する条例で定める書類は、第2項第
2号から第4号までに掲げる書類とす
る。

5 法第15条の2第3項に規定する条例
で定める事項は、次に掲げる事項とす
る。

(1) 猶予期間の延長を受けようとする
町の徴収金の年度、種類、納期限及
び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金
額を納付し、又は納入することがで
きないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする
期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる
事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例
で定める書類は、第2項第4号に掲げ
る書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例
で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第12条 法第15条の5第2項において
読み替えて準用する法第15条第3項及
び第5項に規定する条例で定める方法
は、法第15条の5第1項の規定による
換価の猶予をする期間内又は法第15条

の5第2項において読み替えて準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

2 第10条第2項から第4項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第13条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、法第15条の6第1項の規定による換価の猶予をする期間内又は法第15条の6第3項において準用する法第15条第4項の規定による換価の猶予をした期間の延長をする期間内の各月ごとに分割して納付し、又は納入させる方法とする。

3 第10条第2項から第4項までの規定は、法第15条の6第3項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する

条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 町の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第11条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第15条の6の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、第11条第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

6 法第15条の6の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 第11条第1項第6号に掲げる事項

(2) 第11条第5項第1号から第3号までに掲げる事項

(3) 第4項第3号に掲げる事項

7 法第15条の6の2第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する期間は、20日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第14条 法第16条第1項に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が100万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第15条から第19条まで 削除

(公示送達)

第20条 法第20条の2の規定による公示送達は、東浦町公告式条例（昭和38年東浦町条例第12号）第2条第2項に規

(公示送達)

第20条 地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第20条の2の規定による公示送達は、東浦町公告

定する掲示場に掲示して行うものとする。

(町民税の納税義務者等)

第25条 略

2 略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第30条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。

(町民税の申告)

第35条の2 略

2から7まで 略

8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第25条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下町民税について同じ。)、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(町民税の減免)

式条例(昭和38年東浦町条例第12号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

(町民税の納税義務者等)

第25条 略

2 略

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。第30条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の町民税に関する規定を適用する。

(町民税の申告)

第35条の2 略

2から7まで 略

8 町長は、町民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第25条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該町内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

(町民税の減免)

第49条 略

2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号

(2) 略

(3) 略

3 略

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第59条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

第49条 略

2 前項の規定によって町民税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 略

3 略

(施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出)

第59条の2 施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申出は、当該家屋に係る区分所有者の代表者が毎年1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2) から (4) まで 略

2 略

(法第 352 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第 59 条の 3 法第 352 条の 2 第 5 項の規定による同条第 1 項第 1 号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第 2 号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) から (5) まで 略

2 法第 352 条の 2 第 6 項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第 6 項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第 5 号及び第 4 項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年度（第 3 号及び第 67 条の 5 において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難の指示等（第 67 条の 5 において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難等解除日（以下この項及び第 67 条の 5 において

(2) から (4) まで 略

2 略

(法第 352 条の 2 第 5 項及び第 6 項の規定による固定資産税額のおん分の申出)

第 59 条の 3 法第 352 条の 2 第 5 項の規定による同条第 1 項第 1 号に掲げる要件に該当する同項に規定する共用土地で同項第 2 号に掲げる要件に該当しないものに係る固定資産税額のおん分の申出は、同項に規定する共用土地納税義務者の代表者が毎年 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2) から (5) まで 略

2 法第 352 条の 2 第 6 項に規定する特定被災共用土地（以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額のおん分の申出は、同条第 6 項に規定する特定被災共用土地納税義務者（第 5 号及び第 4 項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年度（第 3 号及び第 67 条の 5 において「被災年度」という。）の翌年度又は翌々年度（法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難の指示等（第 67 条の 5 において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難等解除日（以下この項及び第 67 条の 5 において

「避難等解除日」という。)の属する年が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年 (第 67 条の 5 において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日以後 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者) にあつては、住所及び氏名又は名称

(2) から (6) まで 略

3 及び 4 略

(固定資産税の減免)

第 65 条 略

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号 (個人番号又は法人番号を有しない者) にあつては、住所及び氏名又は名称

(2) から (5) まで 略

3 略

(住宅用地の申告)

第 67 条の 4 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき

「避難等解除日」という。)の属する年が法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年 (第 67 条の 5 において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日以後 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)の初日の属する年の 1 月 31 日までに次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、第 4 号に掲げる事実を証する書類を添付した申出書を町長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所及び氏名

(2) から (6) まで 略

3 及び 4 略

(固定資産税の減免)

第 65 条 略

2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) から (5) まで 略

3 略

(住宅用地の申告)

第 67 条の 4 賦課期日において、住宅用地を所有する者は、当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき

事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 住宅用地の所有者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
(個人番号又は法人番号を有しない者にとっては、住所及び氏名又は名称)

(2) から (4) まで 略

2 略

(被災住宅用地の申告)

第67条の5 法第349条の3の3第1項 (同条第2項において準用する場合及び同条第3項 (同条第4項において準用する場合を含む。) の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。) の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度 (避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度) の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号
(個人番号又は法人番号を有しない者にとっては、住所及び氏名又は名称) 並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる

事項に異動がない場合を除き、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次の各号に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 住宅用地の所有者の住所及び氏名又は名称

(2) から (4) まで 略

2 略

(被災住宅用地の申告)

第67条の5 法第349条の3の3第1項 (同条第2項において準用する場合及び同条第3項 (同条第4項において準用する場合を含む。) の規定により読み替えて適用される場合を含む。第5号及び次項において同じ。) の規定の適用を受けようとする者は、被災年度の翌年度又は翌々年度 (避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の1月1日以後3年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度) の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、第4号に掲げる事実を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称並びに当該納税義務者が令第52条の13第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合においては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる

<p>者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係</p> <p>(2) から (6) まで 略</p> <p>2 略 (軽自動車税の減免)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。）又は法人番号（同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称）</u></p> <p>(3) から (8) まで 略</p> <p>3 略 (身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第81条 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期</p>	<p>者との関係</p> <p>(2) から (6) まで 略</p> <p>2 略 (軽自動車税の減免)</p> <p>第80条 略</p> <p>2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について、<u>減免</u>を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付し、これを町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>軽自動車等の所有者等の住所又は氏名若しくは名称</u></p> <p>(3) から (8) まで 略</p> <p>3 略 (身体障害者等に対する軽自動車税の減免)</p> <p>第81条 略</p> <p>2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期</p>
---	--

限前7日までに町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名、住所及び個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名及び住所）並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2) から (6) まで 略
3及び4 略

限前7日までに町長に対して、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により交付された身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。）又は厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳（以下本項において「療育手帳」という。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳（以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者の運転免許証（以下本項において「運転免許証」という。）を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

(1) 減免を受ける者の氏名及び住所並びに減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係

(2) から (6) まで 略
3及び4 略

(特別土地保有税の減免)
 第 125 条の 3 略
 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。
 (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
 (2) 及び (3) 略
 3 略
 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)
 第 139 条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においては、直ちにその旨を申告しなければならない。
 (1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第 15 項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は

(特別土地保有税の減免)
 第 125 条の 3 略
 2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限前 7 日までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。
 (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
 (2) 及び (3) 略
 3 略
 (入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)
 第 139 条 鉱泉浴場を經營しようとする者は、經營開始の日の前日までに、次に掲げる事項を町長に申告しなければならない。申告した事項に異動があつた場合においても、また、同様とする。
 (1) 住所及び氏名又は名称

法人番号を有しない者にあつては、
住所又は事務所若しくは事業所の所
在地及び氏名又は名称)

(2) 及び (3) 略

附 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 法附則第 15 条の 6 第 1 項又は第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 及び (3) 略

2 法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 2 項に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) から (4) まで 略

3 法附則第 15 条の 8 第 3 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければ

(2) 及び (3) 略

附 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第 10 条の 3 法附則第 15 条の 6 第 1 項又は第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 及び (3) 略

2 法附則第 15 条の 7 第 1 項又は第 2 項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 2 項に規定する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) から (4) まで 略

3 法附則第 15 条の 8 第 3 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければ

ならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者） あつては、住所及び氏名又は名称

(2) 及び (3) 略

4 法附則第 15 条の 8 第 4 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 7 条第 1 項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第 12 条第 21 項第 2 号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者） あつては、住所及び氏名又は名称

(2) 及び (3) 略

5 法附則第 15 条の 8 第 5 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者） あつては、住所及び氏名又は名称

(2) 及び (3) 略

6 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準

ならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 及び (3) 略

4 法附則第 15 条の 8 第 4 項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成 13 年法律第 26 号）第 7 条第 1 項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第 12 条第 21 項第 2 号に規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 及び (3) 略

5 法附則第 15 条の 8 第 5 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 及び (3) 略

6 法附則第 15 条の 9 第 1 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準

適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) から (6) まで 略

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) から (7) まで 略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) から (6) まで 略

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) から (7) まで 略

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

<p>い。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) から (6) まで 略</p> <p>9 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) から (6) まで 略</p>	<p>い。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2) から (6) まで 略</p> <p>9 法附則第 15 条の 10 第 1 項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 11 項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 7 条又は附則第 3 条第 1 項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 12 条第 24 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>納税義務者の住所及び氏名又は名称</u></p> <p>(2) から (6) まで 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 35 条の 2 第 8 項、第 49 条第 2 項各号、第 59 条の 2 第 1 項第 1 号、第 59 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項第 1 号、第 65 条第 2 項第 1 号、第 67 条の 4 第 1 項第 1 号、第 67 条の 5 第 1 項第 1 号、第 80 条第 2 項、第 81 条第 2 項、第 125 条の 3 第 2 項第 1 号、第 139 条の改正規定並びに附則第 10 条の 3 第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号、第 3 項第 1 号、第 4 項第 1 号、第 5 項第 1 号、第 6 項第 1 号、第 7 項第 1 号、第 8 項第 1 号及び第 9 項第 1 号の改正規定並びに附則第 3 条から第 7 条までの規定は、平成 28 年 1 月 1 日（以下「ただし書施行日」という。）から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の東浦町税条例（以下「新条例」という。）第 10 条、第

11条及び第14条（地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第1条第6号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下この条において「28年新法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に申請される28年新法第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成27年改正法附則第1条第6号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「28年旧法」という。）第15条第1項又は第2項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 新条例第12条及び第14条（28年新法第15条の5第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた28年旧法第15条の5第1項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第13条及び第14条（28年新法第15条の6第1項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に同項に規定する納期限が到来する徴収金について適用する。

（町民税に関する経過措置）

第3条 新条例第35条の2第8項の規定は、ただし書施行日以後に行われる新条例第35条の2第8項の規定による申告について適用し、同日前に行われるこの条例による改正前の東浦町税条例（以下「旧条例」という。）第35条の2第8項の規定による申告については、なお従前の例による。

2 新条例第49条第2項第1号の規定は、ただし書施行日以後に提出する申請書について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例第59条の2第1項第1号、第59条の3第1項第1号及び第2項第1号、第65条第2項第1号、第67条の4第1項第1号並びに第67条の5第1項第1号並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号の規定は、ただし書施行日以後に提出する新条例第59条の2第1項並びに第59条の3第1項及び第2項に規定する申出書、新条例第65条第2項に規定する申請書又は新条例第67条の4第1項及び第67条の5第1項並びに附則第10条の3各項に規定する申告書について適用し、同日前に提出した旧条例第59条の2第1項並びに第59条の3第1項及び第2項に規定する申出書、旧条例第65条第2項に規定する申請書又は旧条例第67条の4第1項及び第67条の5第1項並びに附則第10条の3各項に規定する申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第80条第2項第2号及び第81条第2項第1号の規定は、ただし書施行日以後に提出する新条例第80条第2項並びに第81条第2項及び第3項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第80条第2項並びに第81条第2項及

び第3項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第6条 新条例第125条の3第2項第1号の規定は、ただし書施行日以後に提出する同項に規定する申請書について適用し、同日前に提出した旧条例第125条の3第2項に規定する申請書については、なお従前の例による。

(入湯税に関する経過措置)

第7条 新条例139条の規定は、ただし書施行日以後に行われる新条例第139条の規定による申告について適用し、同日前に行われた旧条例第139条の規定による申告については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正等に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第 54 号

東浦町国民健康保険税条例の一部改正について

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 12 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東浦町国民健康保険税条例（昭和 36 年東浦町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>52 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>52 万円</u> とする。</p> <p>3 第 1 項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>17 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>17 万円</u> とする。</p> <p>4 第 1 項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定し</p>	<p>(課税額)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>51 万円</u> を超える場合においては、基礎課税額は、<u>51 万円</u> とする。</p> <p>3 第 1 項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>16 万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>16 万円</u> とする。</p> <p>4 第 1 項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第 9 条第 2 号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第 2 項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定し</p>

た所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 16 万円 を超える場合においては、介護納付金課税額は、16 万円 とする。

(国民健康保険税の減額)

第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 52 万円 を超える場合には、52 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 17 万円 を超える場合には、17 万円) 並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 16 万円 を超える場合には、16 万円) の合算額とする。

(1) から (3) まで 略

た所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 14 万円 を超える場合においては、介護納付金課税額は、14 万円 とする。

(国民健康保険税の減額)

第 21 条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 51 万円 を超える場合には、51 万円)、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 16 万円 を超える場合には、16 万円) 並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額 (当該減額して得た額が 14 万円 を超える場合には、14 万円) の合算額とする。

(1) から (3) まで 略

附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の東浦町国民健康保険税条例の規定は、平成 28 年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、平成 27 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第 55 号

東浦町自転車等駐車場条例の一部改正について

東浦町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成 27 年 12 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

東浦町自転車等駐車場条例（昭和 63 年東浦町条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後		改正前	
別表（第 3 条関係）		別表（第 3 条関係）	
名称	位置	名称	位置
尾張森岡駅前自転車等駐車場の項から 東浦駅前第 2 自転車等駐車場の項まで 略		尾張森岡駅前自転車等駐車場の項から 東浦駅前第 2 自転車等駐車場の項まで 略	
		巽ヶ丘駅前自転車 等駐車場	知多市八幡字田淵 40 番地の 11

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

提案理由

巽ヶ丘駅前自転車等駐車場を廃止するため提案するものである。

議案第 62 号

指定管理者の指定について（東浦町福祉センター）

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称等

- (1) 名 称 東浦町福祉センター
- (2) 位 置 東浦町大字石浜字岐路 23 番地の 1

2 指定管理者に指定する団体の名称等

- (1) 名 称 社会福祉法人東浦町社会福祉協議会
- (2) 代表者 会長 神 谷 英 一
- (3) 所在地 東浦町大字石浜字岐路 23 番地の 1

3 指定管理者の指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

提案理由

東浦町福祉センターの指定管理者に、社会福祉法人東浦町社会福祉協議会を指定するため提案するものである。

議案第 63 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

平成 27 年 12 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	路線名	起 点 (地 先)	重要な経過地
		終 点 (地 先)	
2 4 1 3	緒川 413 号線	東浦町大字緒川字上家左川 33 番 9	
		東浦町大字緒川字上家左川 33 番 3	
5 1 7 9	生路 179 号線	東浦町大字石浜字中平地 15 番 1	
		東浦町大字生路字西畑 1 番 5	
5 1 8 0	生路 180 号線	東浦町大字生路字大砂除 75 番 1	
		東浦町大字生路字大砂除 26 番 1	

提案理由

路線の整理等に伴い、新たな道路として認定するため提案するものである。

議案第 64 号

町道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を廃止するものとする。

平成 27 年 12 月 4 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

整理番号	路線名	起 点 (地 先)	重要な経過地
		終 点 (地 先)	
5 1 4 0	生路 140 号線	東浦町大字石浜字平鳥 122 番	
		東浦町大字石浜字平鳥 131 番	

提案理由

路線の整理に伴い、路線を廃止するため提案するものである。